

動物用医薬品指示書について

指示書の発行について

- ・令和7年4月25日から、**文書**に加え**電磁的記録(電子データ)**でも発行できることになりました。
- ※ 電磁的記録により発行をする場合には、必要項目を全て網羅し、かつ作成者、改変の有無が確認できるものとする必要があります。
- ・令和7年4月1日より運用が始まった「**電子指示書システム**」を利用して発行することもできます。

電子指示書システムについては
こちら（農林水産省HP）



指示書（写）の提出先について

- ・指示書を発行した獣医師は、原則として**農場**の所在する都道府県に対して、発行した指示書の写しを提出してください。
- ※「電子指示書システム」を利用して指示書を発行した場合には、都道府県宛ての指示書（写）の提出は不要です。

提出先：農場所在地を管轄する**家畜保健衛生所**

提出方法：郵送、メール、持参

提出期日：毎月10日まで（前月分の交付した指示書の写しすべて）

栃木県の場合は、
従来の提出先と
同じです！

栃木県提出先

県央家畜保健衛生所（TEL 028-689-1200）

〒321-0905 宇都宮市平出工業団地6-8 メールkenou-khe@pref.tochigi.lg.jp

県南家畜保健衛生所（TEL 0282-27-3611）

〒328-0002 栃木市惣社町1439-20 メールkennan-khe@pref.tochigi.lg.jp

県北家畜保健衛生所（TEL 0287-36-0314）

〒329-2747 那須塩原市千本松800-3 メールkenpoku-khe@pref.tochigi.lg.jp

